国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

右同所
上納言又百両
但上ヶ切ニ付ニ而褒賞として銀拾枚
御下置ニ
御支福島所ニ付
池田屋市兵衛

右ハ米價引立しゝめ而買上米ニ付
御月ニ付
右ハ買上米代ニ付ニ而ハ加として
御手ニ付ニ而寅年上納仕ニ付

文化十酉年ニ付用令
上納言七拾両
但ニ而褒賞ニ付
一日所
池田屋市兵衛

右同所
上納言弐百両
御令又拾両宛
但上ヶ切ニ付ニ而褒賞として銀拾枚
御下置ニ
日所
池田屋市兵衛

文化十一戌年ニ付
十二月

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

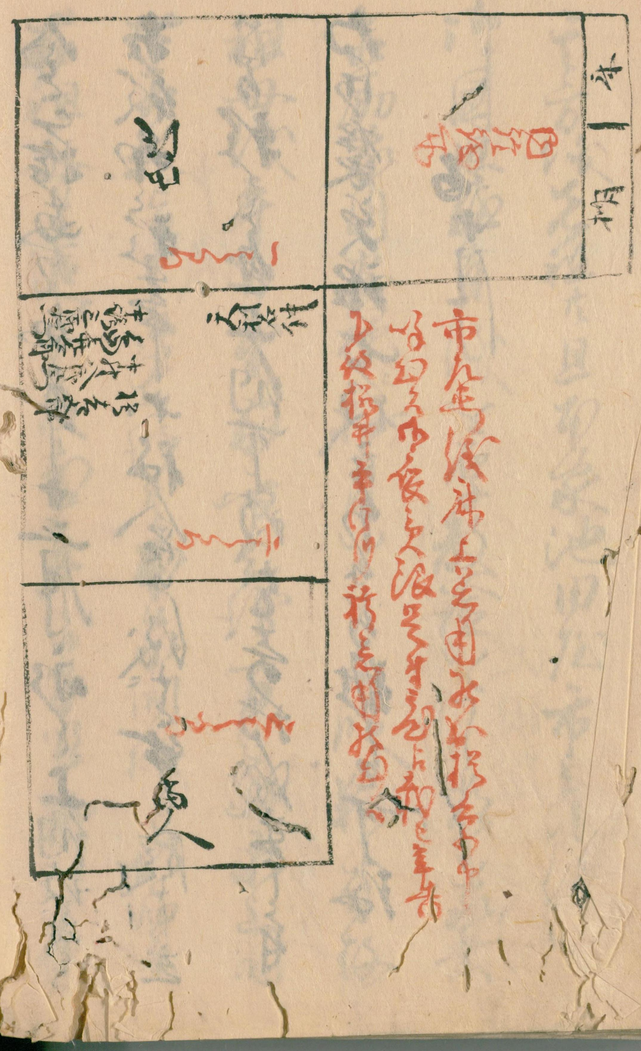

国立国会図書館　　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7

ガラス使用

右之者御國恩為冥加今之振舞亮年之
永之納お願之通以
御月以二月當酉年分年九十八日尚沒所以
上納為仕以後之此所中之事以
但上納方ホ之後法事池田屋市兵衛等
年之今之振舞亮之納仕以前之振舞

之通五年下以
酉十月

持去年

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

毎年十二月上納波度ゟ出張ニ殿ニ
相伺ハ如形之通永々上納一ヶ波ゟ仁度
為此程長ニ銀七枚ニ付ハ仁度ハ
此令所ニ不申上ニ太銀請ニ為読文ニ通
此達申ハ
丙十一月

丙十一月ゟ清水ニ付ハ
請取申銀ニ事
一銀七枚
此月三百ニ付
右ニ浅草猿屋町ニ居ル市左衛門
御國恩為冥加一ヶ年ニ今ニ振ニ死ニ永々

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　ガラス使用

御國恩為冥加十ヶ年 今三拾両宛毎年
十二月永々上納仕度須本郎ニ前ニ通ニ
作付難有仕合奉存候ニ付御光景ニ付
今ニ上納仕度須和設所ニ中出ニ満年ハ
始ニ候ニ御座ニ間満月中旬ニ納成候
市左衛門

中諭来年分ニ池田屋市ニ渡同様十二月
上納為渡ニ仕候ニ仕候ニ無須本納ニ
酉
十一月
摂表寄

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7　　ガラス使用

810
7

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』　請求記号 810-7

ガラス使用

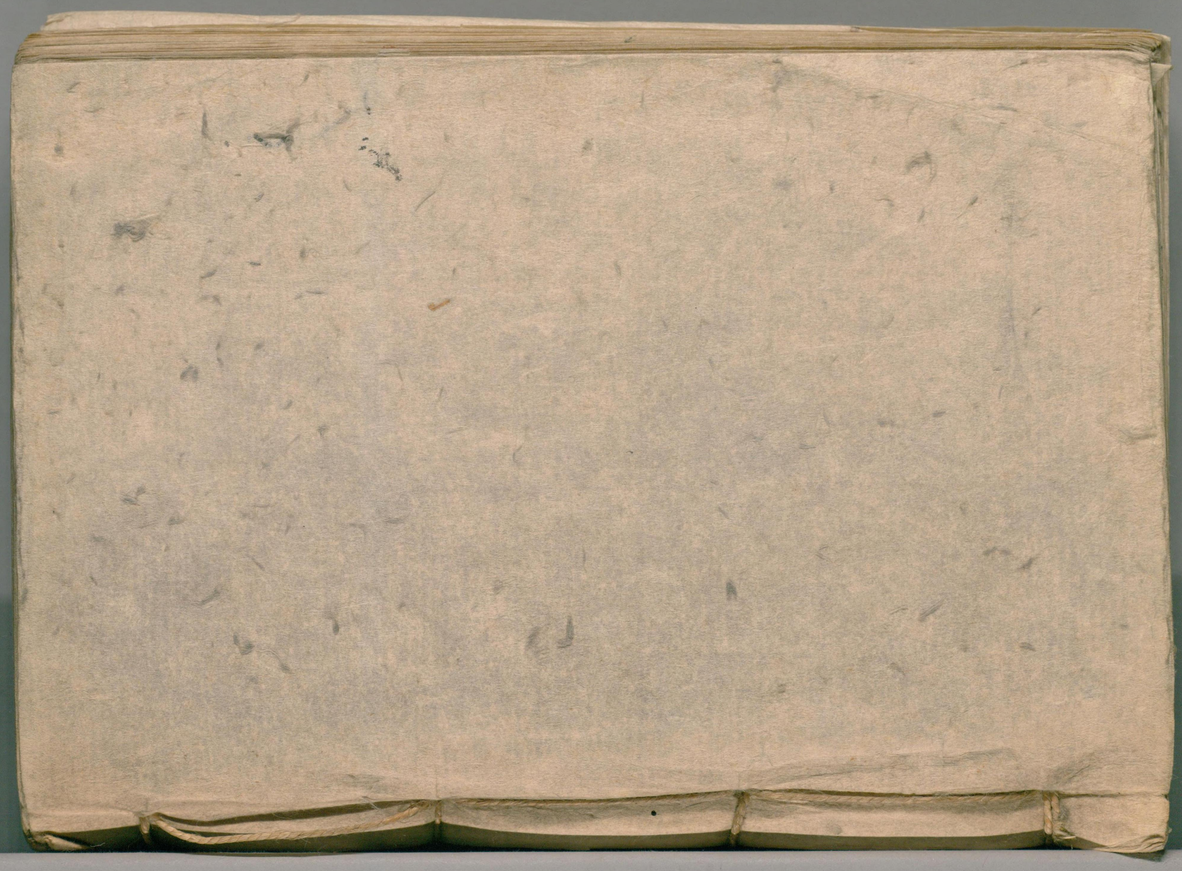

国立国会図書館　タイトル『池田屋市兵衛等上金一件』 請求記号 810-7
ガラス使用